

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

本市では、令和 6 年に「第 3 期飯塚市障がい者計画」、令和 6 年に「第 7 期飯塚市障がい福祉計画」、「第 3 期飯塚市障がい児福祉計画」、令和 5 年に「第 3 期飯塚市地域福祉計画」を策定し、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

令和 6 年 4 月に施行された障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化され、国はガイドライン整備を通じて自治体・事業者の対応を促しました。また、医療的ケア児支援法の運用強化が図られ、市町村における支援体制整備の具体的指針が示されるなど、医療的ケア児支援の標準化が進んでいます。

障害者総合支援法および児童福祉法については、計画制度の見直しに向けた議論が進展し、自治体による障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定義務の強化、サービス提供体制の地域差是正が重要課題として位置付けられました。特に、障がい児支援では、こども家庭庁が令和 5 年 4 月に創設され、障がい児支援の所管が一元化されたことにより、児童発達支援センターの中核機能強化、インクルージョン推進の協議の場の設置、医療的ケア児支援体制の充実、重症心身障がい児を受け入れる事業所の確保など、障がい児支援の質向上を最重要課題として取り組みが進められています。一方、障がい者支援においては、障がい福祉サービスの地域差是正、効率的な供給体制の構築、適切な給付決定の仕組みの強化が社会保障改革工程（令和 5 年閣議決定）で明記されるなど、次期計画に反映すべき重要課題として位置付けています。

この間、国は自治体に対し量の適正化と質の向上を両立した計画策定と地域の支援体制整備を強く求めており、令和 9 年度から開始する次期計画の中でも、地域の実情に応じた支援体制の整備と、持続可能で質の高い障がい福祉・障がい児支援の提供体制を構築することが求められています。

こうした状況のなか、「第 7 期飯塚市障がい福祉計画」、「第 3 期飯塚市障がい児福祉計画」が令和 8 年度をもって計画期間を終了することから、これまでの市の取組及び目標値を検証し、計画的に障がい者福祉サービス等及び児童通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを推進するため、「第 8 期飯塚市障がい福祉計画」、「第 4 期飯塚市障がい児福祉計画」を策定します。

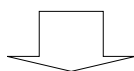
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や障がい福祉サービス等の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

本計画は、令和 9 年度に策定を予定している市の上位計画である「第 3 次飯塚市総合計画」の下に、「第 3 期飯塚市地域福祉計画」の障がい者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。また、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定している『飯塚市障がい者計画』等、市の関連計画及び国、福岡県の関連計画との整合を図るものとしします。

第 3 次飯塚市総合計画

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち



第 3 期飯塚市地域福祉計画

飯
塚
市
障
が
い
児
福
祉
計
画

飯
塚
市
障
が
い
福
祉
計
画

飯
塚
市
障
が
い
者
計
画

飯
塚
市
子
ど
も
・
子
育
て
支
援
事
業
計
画

飯
塚
市
高
齢
者
保
健
福
祉
計
画
及
び
介
護
保
険
事
業
計
画

3 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和11年度の3年間とします。なお、国の指針や計画の進捗状況等により、計画期間中に見直しを行う場合もあります。

年度	令和元年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032
総合計画	第2次								第3次					
地域福祉計画	第2期				第3期									
障がい者計画	第3期				第4期						第5期			
障がい福祉計画 障がい児福祉計画		第6期 第2期			第7期 第3期			第8期 第4期			第9期 第5期			
子ども・子育て 支援事業計画		第2期				第3期				第4期				
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画			第8期		第9期			第10期			第11期			

4 計画の対象者

この計画における「障がい者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法に規定する知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者（知的障がい者を除く。）のうち18歳以上である者及び難病患者等のうち18歳以上である者をいいます。「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者や難病患者等のうち18歳未満である者をいいます。また、発達障がい（学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD））や高次脳機能障がいのある人なども対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 飯塚市障がい者施策推進協議会

市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等15名で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において、策定内容に関する検討を行いました。

(2) 市民アンケート調査

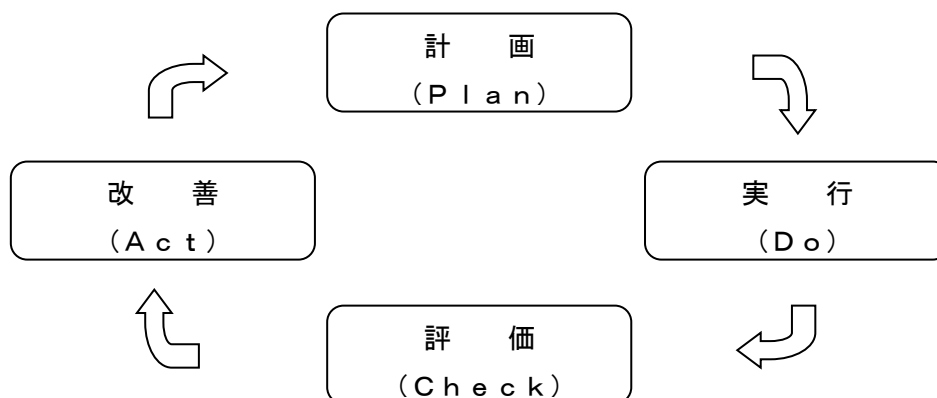
障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向を把握するために、令和〇年〇月に実施した「飯塚市障がい者（児）実態調査及び市民意識調査」を活用して本計画の策定を行いました。

(3) 市民意見募集の実施

第8期飯塚市障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定にあたり、計画内容の充実を図るため、市ホームページと市役所をはじめとする〇箇所で計画（案）を閲覧し、市内在住の方、市内へ通勤・通学している方から意見を募集しました。

6 計画の進行管理

障害者総合支援法において、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、児童福祉法においても、同様に規定されています。本計画においても、必要に応じて施策の見直しを行うなどして、PDCAサイクルを確実にやり、計画の着実な推進を目指します。



計画（Plan）	目標を設定し目標達成に向けた計画を策定します。
実行（Do）	計画に基づき施策を実行します。
評価（Check）	施策を実行した結果を把握・分析し、考察します。
改善（Act）	考察に基づき、必要に応じて計画の目標、施策などを見直します。

7 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

子育て、福祉、教育の施策を担当する関係各課が横断的な連携を図りながら、計画の目標を把握し、関連施策や事業の推進を図ります。

(2) 関係機関・地域社会との協力体制の構築

本計画の推進にあたっては、福祉・医療・保険・教育・雇用等の各分野の関係機関や地域との協力体制が不可欠です。関係機関や地域の団体等と連携を図るとともに、圏域の障がい福祉サービス事業所等と連携を図りながら計画を推進します。本市においては、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい者団体関係者、福祉、医療、教育、雇用関係者により構成された飯塚圏域障がい者地域支援ネットワークを設置し、全体会議や専門部会において基幹相談支援センターの運営、困難事例への対応、圏域の社会資源の開発等について協議を行っています。飯塚圏域障がい者地域支援ネットワークは関係機関等の連携の下で、地域の課題の改善に取り組むとともに、障がい福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に、意見を求められた場合には、地域の課題の解決に向けた提言を行うことが重要であるとされています。

(3) 国・県・近隣市との連携

広域的な対応が必要な施策や事業については、嘉麻市・桂川町と連携を図りながら、その実現に努めます。また、国・県に対しては、必要に応じて要請していきます。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

- (1) 総人口の推移
- (2) 世帯数の推移

2 障がい者の状況

- (1) 障がい者手帳所持者数
- (2) 障がい者がいる世帯の状況
- (3) 身体障がい者の状況
- (4) 知的障がい者の状況
- (5) 精神障がい者の状況
- (6) 難病患者の状況
- (7) 障がい支援区分の状況
- (8) 障がい児の状況
 - ①保育の状況
 - ②就学等の状況
 - ③巡回相談（乳幼児育成指導事業）の状況
- (9) 相談支援の状況

第3章 令和8年度に向けた成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- (1) 基本的な考え方
- (2) 国の基本指針
- (3) 本市における成果目標

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 基本的な考え方
- (2) 国の基本指針
- (3) 本市における成果目標

3 地域生活支援の充実

- (1) 基本的な考え方
- (2) 国の基本指針
- (3) 本市における成果目標

4 福祉施設から一般就労への移行

- (1) 基本的な考え方
- (2) 国の基本指針
- (3) 本市における成果目標

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 基本的な考え方
- (2) 国の基本指針
- (3) 本市における成果目標

6 相談支援体制の充実・強化等

- (1) 基本的な考え方
- (2) 国の基本指針
- (3) 本市における成果目標

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (1) 基本的な考え方
- (2) 国の基本指針
- (3) 本市における成果目標

第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

1 訪問系サービス

- (1) サービスの種別と概要
- (2) サービスの必要見込量
- (3) 見込量を確保するための方策

2 日中活動系サービス

- (1) サービスの種別と概要
- (2) サービスの必要見込量
- (3) 見込み量を確保するための方策

3 居住系サービス

- (1) サービスの種別と概要
- (2) サービスの必要見込量
- (3) 見込み量を確保するための方策

4 相談支援

- (1) サービスの種別と概要
- (2) サービスの必要見込量
- (3) 見込み量を確保するための方策

第5章 障がい児通所支援等の見込量と確保策

1 障がい児通所支援

- (1) サービスの種別と概要
- (2) サービスの必要見込量
- (3) 見込み量を確保するための方策

2 障がい児相談支援

- (1) サービスの概要
- (2) サービスの必要見込量
- (3) 見込み量を確保するための方策

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 地域生活支援事業

- (1) サービスの種別と概要
- (2) サービスの必要見込量
- (3) 必要な見込量の確保のための方策

資 料

平成18年3月26日

飯塚市規則第114号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)第3条の規定に基づき、飯塚市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が、その目的を達するために協議すべき事項
- (4) その他障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉、医療、保健関係者
- (2) 障がい者及び障がい児福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月23日 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日 規則第19号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

■ 令和８年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 ■

番号	氏名	団体名	委員区分	備考
1	藤井 俊文	社会福祉法人 佐与福祉会	福祉、医療、保健 関係者	
2	淵上 忠彦	社会福祉法人 穂波学園	福祉、医療、保健 関係者	
3	高橋 泰子	福岡県知的障がい者福祉協会 (社会福祉法人 茜会)	福祉、医療、保健 関係者	
4	豊永 次郎	一般社団法人 飯塚医師会 (飯塚記念病院)	福祉、医療、保健 関係者	
5	川浦 純	医療法人 社団豊永会 飯塚記念病院	福祉、医療、保健 関係者	
6	花元 英彰	飯塚市民生委員児童委員協議会	福祉、医療、保健 関係者	
7	藤原 克美	飯塚市手をつなぐ親の会	障がい者・障がい 児団体	
8	山下 奈穂	おやこ de えんじょい	障がい者・障がい 児団体	
9	森嶋 光恵	飯塚圏域精神障害者家族会 いずみ会	障がい者・障がい 児団体	
10	田才 義克	飯塚市身体障害者福祉協会	障がい者・障がい 児団体	
11	合澤 由香	飯塚市小中学校長会 (立岩小学校)	教育関係者	
12	渡邊 暁	近畿大学九州短期大学	学識経験者	
13	大津 嘉乃	飯塚公共職業安定所	関係行政機関	
14	西田 由美子	公募委員	公募委員	
15	甲斐 富紀子	公募委員	公募委員	

■ 第 8 期 飯塚市障がい福祉計画・第 4 期 飯塚市障がい児福祉計画策定の経緯 ■

開催日	内容
令和 8 年 7 月 23 日	■第 1 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 計画の概要 ・ 計画期間及び策定スケジュール
令和 8 年 9 月 日	■第 2 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 計画素案について ・ サービス等の必要見込量について
令和 8 年 11 月 日	■第 3 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 計画原案に関する市民意見募集について ・ 計画素案（改訂版）について
令和 8 年 12 月 1 日 ～令和 9 年 1 月 4 日	■「飯塚市障がい福祉計画（原案）」に関する市民意見募集の実施
令和 9 年 1 月 日	■第 4 回 飯塚市障がい者施策推進協議会 ・ 市民意見募集結果及び意見への回答案について ・ 計画原案（改定版）について ・ 計画案答申
令和 9 年 2 月 日	■第 7 期飯塚市障がい福祉計画・第 3 期飯塚市障がい児福祉計画（案）を答申

■ 飯塚市障がい福祉計画・飯塚市障がい児福祉計画の用語解説 ■